

## 9 - 9 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

免 許 区 分	販 売 場 数			左のうち1年 以上引き続き 休止している 販売場数	販 売 業 者 数	
	卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に条 件が付されて いないもの	計			
	場	場	場	場	者	
販い旨 売なの 方い条 法もが にの付 条及さ 件びれ が卸て 付売い さに れ限も てるの	全 酒 類	1,030	1,122	74	734	
	ビ - ル	24	57	9	49	
	洋 酒	89	133	33	97	
	輸 出 入 酒 類	197	409	131	286	
	自製酒類	清酒、みりん	29	50	5	24
		合成清酒、しょうちゅう	6	19	-	4
		ビ - ル	43	46	5	6
		洋 酒	9	19	-	6
	計	87	134	10	40	
	その他の酒類	13	20	1	18	
合 計	1,440	1,875	258	1,224		
合 計	小売業者の共同購入機関	4	15	-	13	
	卸売業者の共同購入機関	-	1	-	-	
	製造者の共同販売機関	1	4	-	3	
販限さ 売るれ 方旨て 法のい に条 小件 売がも に付の	全酒類	一般のもの	-	22,567	1,296	18,897
		特殊のもの	-	702	29	107
		期限付	-	-	-	-
	計	-	23,269	1,325	19,004	
	その他の酒類	一般のもの	-	130	49	93
		特殊のもの	-	837	65	495
		期限付	-	60	-	9
		みりんだけのもの	-	1,109	29	306
		薬用酒だけのもの	-	2,900	83	2,788
	計	-	5,036	226	3,691	
合 計	-	28,305	1,551	22,695		
媒 介 業	-	-	32	15	23	
代 理 業	-	-	-	-	-	

調査時点：平成15年3月31日

(注) 1 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。

2 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

用語の説明： 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。

## 9 - 10 免許場数の累年比較

(単位 場)

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数		
	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう 甲 類	しょうちゅう 乙 類	ビール	その他	計		卸売のできるもの	小売に限るもの	計
10	385	11	20	41	41	291	789	488	1,924	26,806	28,730
11	377	11	20	40	44	282	774	475	1,917	27,139	29,056
12	375	10	20	41	45	291	782	474	1,917	27,049	28,966
13	371	11	20	44	41	304	791	469	1,899	27,836	29,735
14	365	11	19	44	42	319	800	462	1,875	28,305	30,180

調査時点：翌年3月31日